

## ○羽曳野市議会委員会傍聴要綱

制 定 平 10. 8. 28

最近改正 令 6. 11. 28

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、羽曳野市議会委員会条例（昭和 56 年羽曳野市条例第 8 号）第 19 条に規定する委員会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会当日、所定の場所（以下「交付場所」という。）で傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、委員会当日に交付し、傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、当該傍聴券が交付された日に限り傍聴することができる。

3 前項に規定する傍聴券の交付は、交付場所において、委員会の開会予定時刻の 10 分前から先着順に行う。ただし、開会予定時刻の 10 分前の時点で傍聴を希望する者が定員を超えている場合は、抽選の方法によるものとする。

4 傍聴人は、係員から求めがあった場合は、これを提示しなければならない。

5 傍聴人は、傍聴を終え退場するときは、これを係員に返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴人の定員は、10 人とする。

(傍聴できない者)

第 4 条 次に該当する者は、委員会室に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

- (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
  - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
  - (5) 児童及び乳幼児
  - (6) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者
- (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会の言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
  - (3) はち巻き、腕章の類をする等示威行為をしないこと。
  - (4) 帽子、外とう、えり巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
  - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
  - (7) 前各号に定めるもののほか、委員会室の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(委員長の指示)

第7条 傍聴人は、すべて委員長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定める内容について、改正又は新たな申合せが必要なときは、議会運営委員会において決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月29日から施行する。